

令和4年度伊勢崎市奨学金貸与等の申請について

1 必要書類

- (1) 奨学金貸与等申請書(様式第1号) **※収入印紙(200円)貼付**
連帯保証人は、独立の生計を営む者1人(家族以外の者)
- (2) 奨学金貸与者推薦書(様式第2号)
在学していた(出身校) 学校長の推薦
- (3) 調査書(推薦書に添付する。大学受験時の調査書でも可。)
- (4) 身体状況(推薦書に添付する。出身校の令和3年度実施の健康診断票写しでも可。)
- (5) 在学証明書(入学した学校のもの。間に合わない場合は合格書の写しを提出の上、後日在学証明書を提出すること。)
- (6) 身上明細書(様式第4号)

年間所要学資について

身上明細書には以下の費用を合計して記入してください。

授業料等……授業料、その他の学校納付金(施設設備費、実験実習料、学生会費、後援会費等)、入学金(1年生のみ)

その他 ……修学費(教材費等)、課外活動費、通学費 等

- (7) 戸籍謄本
- (8) 源泉徴収票または確定申告書の写し等(同一の生計を営む世帯全員の収入が分かるもの)

注意事項

※修正ペン、修正テープ等は使用しないでください。また、印鑑にネーム印は使用しないでください。

※不明な箇所は記入せずお持ちください。窓口で説明します。

2 申請期間及び場所

期 間 令和4年3月1日(火)から4月28日(木)(ただし土・日・祝日を除く。)

時 間 午前8時30分から午後5時

場 所 伊勢崎市教育委員会総務課(伊勢崎市役所本館4階)

電話 0270-27-2786(直通)

提出の際は、奨学金貸与等申請書に使用した印鑑を持参のうえ、本人及び保護者でお越しください。

3 選考結果の通知について

選考結果は郵送で通知します。

貸与決定者には、「誓約書」、「振込依頼書」を同封しますので、「連帯保証人の印鑑証明」と併せて提出してください。

○伊勢崎市奨学金条例抜粋

平成17年1月1日
条例第93号

(目的)

第1条 この条例は、本市に居住する優秀な学生又は生徒であつて進学¹の意欲と能力を有しながら、経済的理由により進学困難なものに対し、予算の範囲内において奨学金の貸与及び入学時給付金の交付（以下「奨学金の貸与等」という。）を行い、もつて有用な人材を育成するとともに教育の機会均等を図り社会に寄与²とせしめることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は大学若しくは短期大学（以下これらを「高等学校等」という。）に在学する者に貸与する学資をいう。
- (2) 入学時給付金 高等学校等に入学するときに交付する給付金をいう。
- (3) 奨学生 奨学金の貸与等を受けることが決定された者をいう。
- (4) 保護者 高等学校等に在学する者の父母又はその者と同一生計を営む世帯主その他これらに準ずるものをいう。

(資格要件)

第3条 奨学金の貸与等を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学術優秀、品行方正、身体強健及び志操堅実な者
- (2) 本市に1年以上住所を有する者又はその子女で高等学校等に在学中のもの
- (3) 経済的理由により進学困難な者

(奨学金の貸与等の申請)

第4条 奨学金の貸与等を受けようとする者は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める募集期間に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与等申請書
 - (2) 出身学校長又は在学学校長の推薦書
 - (3) 在学証明書
 - (4) 身上明細書
 - (5) 戸籍謄本
- 2 前項第1号の奨学金貸与等申請書には、保護者のほか独立の生計を営む者1人を連帯保証人として連署しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(奨学金の貸与等の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請書を受理したときは、第15条に規定する奨学生選考委員会の意見を聴き奨学金の貸与等についての可否を決定し、奨学生に通知しなければならない。

- 2 奨学生は、その通知を受けた日から10日以内に前条の規定の例により誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の貸与等の額)

第6条 奨学金の貸与の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 高等学校 年額120,000円
 - (2) 大学又は短期大学 年額300,000円
- 2 奨学金は、第10条の規定によるもののほか、無利子とする。
- 3 奨学金を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間とする。
- 4 奨学金は、年額を2期に分けて各々その期の最初の月に貸与する。
- 5 入学時給付金の交付の額は、5万円とする。ただし、入学時給付金は、高等学校等に入学するときに奨学金の貸与を受けようとする者に限り、併せて交付するものとする。

(異動の届出)

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
 - (2) 本人、保護者又は連帯保証人の住所、身分その他重要事項に異動があったとき。
 - (3) 卒業後の職業及び住所が定まったとき又はこれらに変更があったとき。
 - (4) その他教育委員会から報告を求められた事項
- 2 前項第1号の届出にあっては、学校長の証明書を添付しなければならない。

(奨学金の休止、停止又は廃止)

第8条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の貸与を休止する。

- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止し、又は廃止する。
- (1) 学校を退学したとき。
 - (2) 学業又は操行不良となったとき。
 - (3) 疾病その他の事由により卒業の見込みがないと認めるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 資力の状況その他の事由により奨学金の貸与の必要がないと認めるとき。
 - (6) その他この条例に違反し、又は奨学生として適当でないとき。

(返済)

第9条 奨学金の返済は、卒業後1年を経過した日の属する翌年度から貸与年数の2倍に相当する期間内において、月賦又は半年賦若しくは年賦により返済しなければならない。ただし、全額又は一部を繰り上げて返済することを妨げない。この場合は、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- 2 奨学生が退学又は放校の処分に付されたときは、一時に返済しなければならない。

(延滞金)

第10条 奨学生が正当な理由なく奨学金の返済を遅延したときは、延滞金を徴収する。

(保護者及び連帯保証人の債務)

第13条 奨学生又は奨学生であったものが死亡その他の事由により奨学金を返済することができないときは、保護者及び連帯保証人がその責めを負うものとする。